

神戸市営住宅退去者滞納家賃及び駐車場滞納使用料並びに滞納行政財産目的外使用料収納業務の受託候補者選定に係る評価表

申請者名

	選定基準	配点	審査項目	配点 (内訳) or 失格	審査の視点
1	退去者に対して、適切で公平な対応が確保されること。	—	基本方針	— ※下欄参照	関係法令及び条例の規定を遵守し、退去者に対して、適切で公平な対応を阻害する恐れはないか。
2	退去者の滞納問題に係る現状分析が的確であること。	10	現状分析	10	公営住宅退去者の滞納問題の発生原因等はどうか。また、滞納問題解消に向けた課題はどうか。
3	業務の効率的・効果的な管理が図られること。	30	効率的・効果的な業務遂行	25	収納率向上等のため、的確性、実現性、独自性等の観点から、有効かつ現実的な方策が提案されているか。 募集要領2.応募資格第3項に規定する共同受託団体においては、当該業務を受託するにあたり、二者の連携体制が十分に確立されているか。
			市との連絡等	5	神戸市との連絡・調整・報告等は適切か。
4	業務に係る経費の縮減が図られること。	20	委託料率	20	成功報酬は収納金額に対し、何%を要求するか。
5	業務を安定して行う能力を有していること。	30	人的能力	10 ※下欄参照	業務に関して相当の知識、経験及び資格を有する者を従事させているか。従業員は適切に配置されているか。 十分な従業員の指導育成、研修体制がとられているか。
			取引の状況	10	当該業務と同様の公営住宅家賃収納業務又は公営住宅駐車場使用料収納業務を履行した実績があるか。
				10	その他の業務で、地方公共団体等の債権回収業務を履行した実績があるか。
6	個人情報の取扱いが、適正な運営を行うにふさわしい内容のものであるか。	10	個人情報保護	10 ※下欄参照	個人情報保護に対する考え方・体制は十分であるか。
	合計	100		100	

※ 次の①～③のいずれかに該当する場合は、直ちに応募要領に違反し、又は著しく逸脱したと判断して選定審査対象除外(失格)とします。

- ① 退去者に対して、適切で公平な対応が確保されない場合
- ② 業務に関して相当の知識、経験及び資格を有する者を従事させていないか、または、従業員が適切に配置されていないことにより、業務を安定して行う能力がない場合
- ③ 個人情報の取扱いが、不適正な場合